担子菌培養株の長期保存技術に関する

共同事業の応募要領

独立行政法人製品評価技術基盤機構

**１．応募案内**

1. 応募書類について

共同事業を希望する応募者は、募集期間中に、次の提案書等を製品評価技術基盤機構（NITE）バイオテクノロジーセンター特許生物寄託センター（６．参照のこと）まで提出してください。

* 提案書（別紙1）：1部
* 応募者の組織概要が示された文書（企業パンフレット等）：1部
* 過去1年間の財務状況がわかる資料：1部

応募は、郵送又は持参にて受け付けることとします。FAX及びE-mailでの書類等の提出は受け付けません。

なお、提出された提案書、添付資料等については返却いたしません。

1. 募集期間

募集期間は、2019年5月10日（金）までとし、郵送及び持参の場合ともに、2019年5月10日（金）17時必着のこととします。

* 提案書等の受理

応募要件を満たさない者の提案書又は不備がある提案書は、受理できません。

提出された提案書を受理した場合は、電子メールによりその旨をお伝えいたします。

* 提案書等に不備があった場合の取扱い

提案書等に不備があり、提出期限までに整備できない場合は、当該書類は無効とさせて頂きます。

1. 応募要件

NITEが必要と判断した場合に、各項目の根拠となる資料等の提出を求めることがあります。

1. 応募者は、日本国内に事業主体を有する企業であること。
2. 共同事業の遂行に必要な技術やノウハウを有していること。
3. きのこの市販品を生産する実績、あるいはきのこの子実体形成に関連した研究開発の実績を有し、かつ、共同事業の目的（「公募概要」２．（１）を参照のこと）の達成及び計画の遂行に必要な研究開発の人員、資金、並びに設備を有していること。
4. 注意事項

提案書の記載にあたっては、別紙1の記載例を参照してください。

また、提案書には、非公開の知的財産等機密情報を記載しないでください。

なお、提案書は、日本語で作成をお願いします。

**２．応募情報及び個人情報の管理**

1. 提案書は、共同事業先の選定のためにのみ用い、NITE内の諸規程に従い厳重に管理します。また、提案書等の提出資料は返却しません。
2. 提出資料により取得した個人情報は、審査に関する資料送付等及び審査後の契約に関する資料送付等に利用します。
3. ご提供頂いた個人情報は、法令等により提供を求められた場合を除き、上記（２）の利用目的以外で利用することはありません。

**３．共同事業先の選定方法**

共同事業先の選定は、受理した提案書、添付書類、NITEが必要に応じて別途行うヒアリング等をもとに行います（追加資料の提出等を求めることがあります）。NITEが共同事業先を選考する際の基準は、別紙2のとおりです。

**４．採択結果**

1. 採択結果の通知等について

採択された提案については、当該提案者に対して、採択通知書を送付いたします。不採択となった提案については、当該提案者に対して、不採択となった旨を通知します。

1. 付帯条件

採択後にNITEとの共同事業契約を締結します（「公募概要」別紙1 契約書案を参照のこと）。契約条項については、ご提出いただいた提案書を元に両者協議の上、決定いたします。

**５．スケジュール**

公募開始　：　2019年4月4日（木）

公募締切　：　2019年5月10日（金）17時

審　　査　：　2019年5月13日（月）～2019年5月22日（水）

　　　　　　（必要に応じて応募者による口頭説明を予定）

採　　択　：　公募締切後、NITEにて共同事業先を決定

契約書締結：　採択後（別途連絡）

事業開始　：　2019年7月

**６．書類提出先及び問い合わせ先**

〈書類提出先〉

〒292-0818

千葉県木更津市かずさ鎌足2-5-8

独立行政法人製品評価技術基盤機構

バイオテクノロジーセンター　特許生物寄託センター宛て

〈問い合わせ先〉

上記の書類提出先担当まで、FAX（0438-20-5911）又はE-mail（[ipod@nite.go.jp](mailto:ipod@nite.go.jp)：件名の頭に［共同事業］を付記してください。）でお問い合わせください。電話によるお問い合わせには応じられません。また、審査の経過等に関するお問い合わせには応じられません。

別　　紙　1

（　記　　載　　例　）

独立行政法人製品評価技術基盤機構

　　理事長　宛て

「担子菌培養株の長期保存技術に関する共同事業」に関する提案書

　共同事業テーマ　「」

○○○○年○○月○○日

共同事業先代表者

　　　　○○○○○株式会社　　　　　　　　　　　印

　　　　代表取締役社長　○　○　　○　○　　　　印

　　　 （郵便番号○○○－○○○○)

○○県△△市・・・・・・・・

　　 所　　　属　○○○部　△△△課

　　　　　　　　　　　○○○○○部（課）長

　　　　　　　　　　　○　○　　○　○

　　　　　　　　　　　△△△－△△－△△△△（代）　内線　△△△△

　　　　　　　　　　　△△△－△△－△△△△

　　　　　　　　　　　\*\*\*\*@\*\*\*.\*\*.\*\*

＊連絡先が上記の所在地と異なる場合

　（連絡先所在地）

（郵便番号○○○－○○○○)

* ○県△△市・・・・・・・・・

　　　　　　　　　　　△△△－△△－△△△△（代）　内線　△△△△

　　　　　　　　　　　△△△－△△－△△△△

　　　　　　　　　　　\*\*\*\*@\*\*\*.\*\*.\*\*

〔　本　文　〕

「担子菌培養株の長期保存技術に関する共同事業」に関する提案書

　共同事業テーマ　「*（自由記載）*」

１．共同事業の概要

*（提案する共同事業の概要を、数行程度で簡潔に記載してください。）*

２．共同事業の目標及び内容

　２－１．目標及びその設定根拠

*（提案する共同事業の目標を具体的に設定し、その設定根拠を簡潔に記載してください。）*

　２－２．共同事業の内容及び計画

*（必要に応じて当該共同事業の目的、内容、効果等を視覚的に表現したプレゼンテーション資料を添付してください。）*

（１）共同事業の内容及び計画

*（提案する共同事業の内容及び計画について、以下の1. 2. 3.を含めて具体的に記載してください。*

*1. 対象とするきのことその菌株数*

*2. 凍結保存の影響の評価項目*

*子実体形成に必要な機能の維持、子実体の形成能、子実体の性質などを評価するために調査する項目と調査方法*

*凍結保存法の影響の評価方法*

*3. 実施スケジュール*

（２）公表できる共同事業成果

*（共同事業によって得られる成果のうち、どのようなものを公表できるのか具体的に記載してください。）*

３．当該テーマにおける研究開発実績

*（提案者の所属する機関又は研究グループの当該テーマに関する研究開発実績等を引用して簡潔に記載してください。特に、以下の1. 2. 3. に関する情報が分かる内容としてください。*

*1. きのこの市販品を生産する実績、または子実体形成に関連する研究開発の実績*

*2.共同事業の実施に必要な設備等（きのこの保存、培養・栽培設備など）の保有状況*

*3. バーミキュライト法を実施できる技術と設備（きのこの培養、保存に関する技術と設備など）*

４．共同事業体制

*（提案する共同事業を実施するときの実施体制を、次のような一覧表にして記載してください。）*

４－１．管理体制（代表者名）

*（研究リーダー、共同事業契約書の契約者が管理体制のどのポストの人物かわかるように記載のこと。契約書等の協議を行う部署（知的財産部門）がある場合は管理体制に記載すること。）*

　（例　示）

役　員

経理部

代表者

※契約者

役　員

技術部

技術部長

○○部

△△部

４－２．共同事業実施体制

　（例　示）

* ○株式会社

技術部長

（業務管理責任者）

* ○研究部
* ○研究室

△△研究室

△△研究部

●●研究室

●●研究部

４－３．研究者氏名

*（氏名、所属、役職等を記載してください。）*

|  |  |
| --- | --- |
| 氏　　　　　　名 | 企業等名称・ 所属・役職（職名） |
|  |  |
|  |  |

４－４．共同事業実施場所と実施環境（設備を含む）

*（共同事業実施場所とその設備内容を簡潔に記載してください。）*

５．公表・公開についての同意

***（該当する箇所にチェックをお願いいたします）***

共同事業の開始及び概要をプレスリリースすることに

□同意します　□同意しません

*（ご同意いただけない場合は採択いたしません。）*

６．要望

*（共同事業を実施するにあたっての要望事項があれば記載してください。）*

別　　紙　2

**選　　考　　基　　準**

下記の項目を総合的に評価します。

1. 事業計画が本共同事業の趣旨や目的に合致する内容であること。
2. 産業上有用で子実体を形成するきのこの菌糸培養株を、共同事業に使用するためにNITEに提供できること（提供数の上限は1共同事業につき30株まで）。
3. 子実体形成に必要な機能の維持、子実体の形成能、形成された子実体の性質を評価するための調査が可能であること。
4. 本共同事業を開始したこと及び共同事業概要についてのプレスリリースに同意できること。また、共同事業において得られた成果（データ）をNITEに対して開示でき、かつそれらが公開可能であること。
5. 共同事業を遂行する計画を作成し、共同事業期間内に結果報告が行えること。
6. きのこの市販品を生産する実績、あるいはきのこの子実体形成に関連した研究開発の実績を有すること。
7. 共同事業を実施するための経営基盤や設備（凍結保存設備、培養・栽培設備など）が整っていること。
8. NITEが開発したバーミキュライト法を実施できる技術と設備を有すること。